

産業構造審議会

商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

中間的な論点整理（案）

平成26年12月〇日

目次

はじめに

第1章 クレジット取引を巡る概況

1. 平成20年改正において措置された事項に係る近時の動向
2. クレジットカード取引の利用環境の変化等
 2. 1. クレジットカード取引に関わる主体の多様化
 2. 2. 近時の消費者相談の動向
3. 番号漏洩、不正使用対策の状況

第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理

1. クレジットカード取引の利用環境の変化等
 1. 1. 加盟店の調査について
 1. 2. マンスリークリア取引について
 1. 3. イシューアーによる相談苦情対応等について
2. セキュリティ対策の方向性
 2. 1. クレジットカード番号情報等の保護について
 2. 2. クレジットカード利用時の不正使用対策について
 2. 3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について

第3章 今後の検討について

はじめに

クレジットカード取引は、消費者の購入機会を拡大するとともに、円滑な支払を可能とするものである。クレジットカード取引の民間最終消費支出に占める割合は年々増加しており、現在、約2割を占めている。今後、電子商取引市場や対面でのキャッシュレス支払が一層拡大し、クレジットカードがその支払手段としてますます活用されることが見込まれる。

平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」においても、クレジットカード取引について、利便性・効率性の向上を図るため、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備等に対応することとされている¹。

また、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）の附則第8条においても、同法の施行後5年を経過した場合に施行の状況について検討を行うこととされている。

さらに、平成26年8月26日には、消費者委員会による「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」において、経済産業省が、クレジットカード取引に係る制度整備に向けた措置を講ずべきことが建議されている。

これらを踏まえ、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会では、平成26年9月から、クレジットカード取引が円滑な支払手段として今後も拡大し国民経済の発展に寄与すること、この取引の安全な利用環境を整備することの両面に留意し、近時の取引環境の変化、消費者相談及び不正使用の動向等の実態や今後の取組の方向性について検討を進めてきた。

この中間的な論点整理は、本小委員会におけるこれまでの検討状況を踏まえ、今後の更なる実態把握や検討の深化に資することを目的としてとりまとめたものである。本小委員会としては、論点整理を踏まえ、取引実態、海外の諸制度等の把握・分析を更に進めつつ、さらに検討を深めていくこととしたい。

¹「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）
 5－2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等 （3）新たに講ずべき具体的施策 i) 金融・資本市場の活性化 ②資金決済高度化等
 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。」

第 1 章 クレジット取引を巡る概況

1. 平成 20 年改正において措置された事項に係る近時の動向

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）は、割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん及び前払式特定取引について、取引の健全な発達、購入者等の利益の保護並びに商品等の流通及び役務の提供の円滑により、国民経済の発展に寄与することを目的に、行為規制、民事効等を規定している。

直近では、平成 20 年に改正がなされ、個別クレジットに係る各種行為規制及び民事効の新設、包括・個別クレジットに係る支払可能見込額調査の義務付け、規制対象の見直し、クレジットカード番号等の適切な管理に係る義務付けの新設等を措置した。

この措置については、総務省が実施した「消費者取引に関する政策評価＜調査結果に基づく勧告＞（平成 26 年 4 月 18 日）」において、「平成 20 年の法改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設や、同事業者による訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為の調査義務の導入、クーリング・オフ等の民事ルールの整備、信用情報機関を利用した支払能力調査の義務付け等については、（中略）効果は一定程度発現していると認められる。」との評価がなされている。

一方、クレジットカード番号等の適切な管理については、本章 3. に後述する大規模な番号情報の漏洩事案が引き続き発生している。また、クレジットカード取引の利用環境の変化等も生じており、以下に示すように、割賦販売法の改正を含む検討が必要となっている。

2. クレジットカード取引の利用環境の変化等

2. 1. クレジットカード取引に関わる主体の多様化

2. 1. 1. オフアス取引の一般化

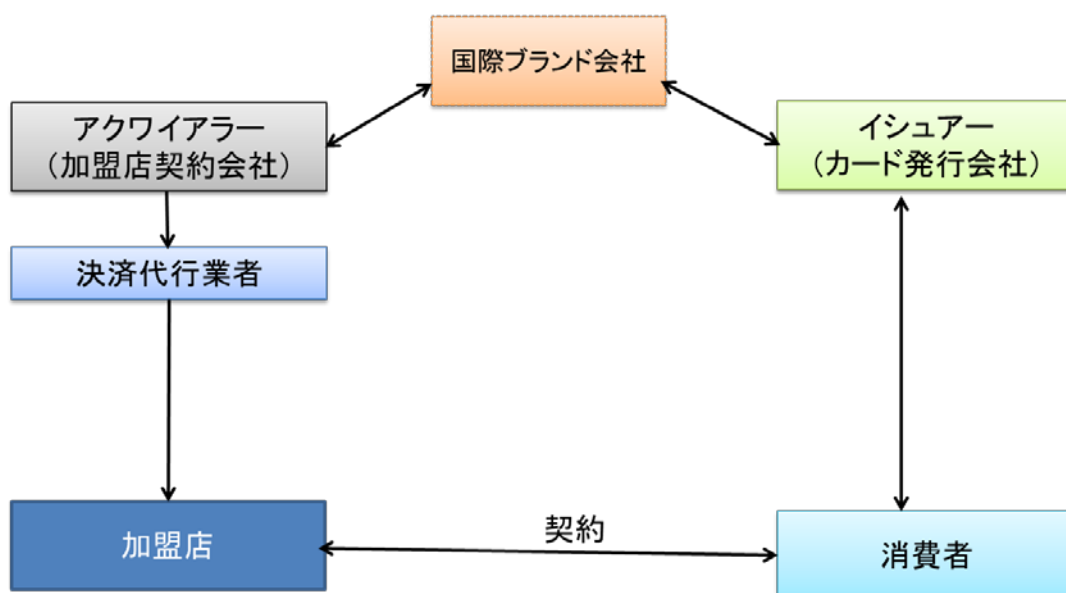
割賦販売法はクレジットカード取引について、「包括信用購入あっせん」と定義し、各種の規定を置いている。この「包括信用購入あっせん」は販売事業者等、利用者等及び包括信用購入あっせん業者の 3 者間取引（いわゆるオンアス取引）を想定して規定されたものであり、消費者・加盟店との取引に係る規定が置かれている。しかし、現在の取引実態を見ると、クレジットカード会社の機能のうち、消費者に与信枠を供与してカードを発行するイシューア機能と加盟店にクレジットカードの利用環境を提供するアクワイアラ機能が分化し、国際ブランドを介したイシューアとアクワイアラが異なる取引（いわゆるオフアス取引）が一般化している（下

図)。

2. 1. 2. 加盟店契約を締結する主体の多様化

近年、クレジットカード会社同様に加盟店契約を締結する主体又は当該契約の締結のための審査に関与する主体（いわゆる決済代行業者の一部（以下、「PSP（ペイメントサービスプロバイダー）」と呼ぶ））が増加しつつあるといわれる（下図）。

（図）



加盟店契約を締結するクレジットカード会社の大半は、クレジットカード発行業務を兼ねていたため、「包括信用あっせん業者」として、割賦販売法に定める登録を受ける等の規制を受けている。従前、クレジットカード会社は割賦販売法の規制を受けていることや自らがイシューアーとアクワイアラー両者の立場を兼ねていることを背景に、自主的な取組を通じて、悪質加盟店の排除を実現してきたといわれている。しかし、近年、アクワイアラーを専業とする者やPSPが増加しつつあり、これらの者は、クレジットカード番号情報等の保護に係る規定の適用を受けることがある以外、割賦販売法の規制対象となっておらず、クレジットカード発行を行わないため、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい場合があるとの指摘がある。

また、PSPの中には海外のアクワイアラーを経由した取引によりクレジ

ットカード利用環境を提供する者もある。これは、従前、国内のアクワイアラーが悪質加盟店排除のため、慎重な加盟店審査を実施し、一定の取引類型・業種については健全な事業者も含め加盟店契約を締結してこなかったことを背景に、PSPがこれら国内アクワイアラーと契約できない事業者にクレジットカード利用環境を提供する役割を果たしていると考えられる²。

2. 2. 近時の消費者相談の動向

平成20年の割賦販売法改正以降、個別信用購入あっせんに係る相談・苦情が減少する一方、クレジットカード取引に係る消費者相談・苦情件数は増加傾向にある。そのうち、包括信用購入あっせんに係る消費者相談・苦情件数は減少傾向にある一方、ここ数年のマンスリークリア取引に係る消費者相談・苦情件数は増加傾向にある（下表）。

消費者相談・苦情の内容を見ると、販売方法や解約に係るものが大部分を占めている。

（表）信用供与の種別ごとの相談・苦情件数（第167回消費者委員会本会議 資料1「クレジットカードに関する相談の状況について」を基に作成）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
個別信用	29, 816	23, 621	20, 863	21, 691
包括信用※1)	22, 385	21, 320	18, 912	19, 846
2か月内払い※2)	13, 236	18, 410	22, 181	29, 934

※1) マンスリークリア取引以外のクレジットカード取引

※2) マンスリークリア取引

また、一般社団法人日本クレジット協会がとりまとめた、会員企業9社の相談受付状況を見ると、加盟店に起因する相談の3割以上が海外アクワイアラー経由の取引である。海外アクワイアラー経由の取引については、支払回数指定するという国内特有の商慣行が存在せず、国内発行クレジットカードの利用は、原則としてマンスリークリア取引となる。実際、この海外アクワイアラー経由の取引に係る相談も、その殆どがマンスリークリア取引であることが示されている³。

このように、海外アクワイアラー経由の取引を含め、マンスリークリア取

² PSPの取引実態、契約形態については別紙1及び2参照

³ 第3回小委員会資料2 8から10頁。

引で支払いが行われる加盟店に悪質な者が増加していることが窺われる。

また、クレジットカード会員からの苦情情報はイシューアに寄せられることが一般的だが、イシューアごとの苦情対応に差が大きいことや、アクワイアラや PSP（以下、「アクワイアラ等」と言う。）に苦情情報を提供する仕組みが十分整理されていないため、苦情情報が悪質加盟店排除に効果的に活用されていないとの指摘がある。

3. 番号漏洩、不正使用対策の状況

上述のとおり、クレジットカード番号等の適正な管理等については、平成 20 年改正において、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者に措置を義務付けるとともに、その委託先、加盟店及び加盟店の委託先について、クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者が指導等を行うことを義務づけた。

しかし、近年、直接の義務付けを受けていない加盟店又は加盟店の委託先から大規模な番号漏洩事案が生じており⁴、指導等が十分に機能していないおそれがある。

また、クレジットカード利用時の不正使用対策についても、EMV⁵、3Dセキュア⁶をはじめとした対策の普及状況が十分でないとの指摘もある。実際、ここ数年のクレジットカード不正使用額は、ほぼ横ばいで推移していたが、平成 26 年上期における不正使用の状況を見ると、偽造クレジットカードによる被害は減少しているが、番号盗用の増加により、前年同期を大きく超える被害が発生している⁷。

第 2 章 課題及び今後の検討に向けた論点整理

1. クレジットカード取引の利用環境の変化等

1. 1. 加盟店の調査について

⁴平成 24 年 9 月から平成 26 年 1 月までに公表された 1 万件以上の漏洩事案全てが、加盟店又は加盟店の委託先から漏洩。（第 1 回小委員会資料 4）32 頁）

⁵ 国際ブランドによる IC カードの規格。IC カードは、従来の磁気カードに比べ格段に偽造困難である。

⁶ 非対面でのカード利用時に、カード会員がイシューアに予め登録したパスワードを用いて、カード会員本人による利用を認証するもの。

⁷クレジットカード不正使用被害（億円単位：（一社）日本クレジット協会）

	計	偽造カード	番号盗用	その他
平成 25 年上期	36.0	12.6		23.4
平成 26 年上期	51.1	8.8	29.2	13.1

※番号盗用は平成 26 年から区別して集計（平成 25 年は「その他」に集計）

（課題の概観）

従前、加盟店契約を締結する主体は概ねイシューアを兼ね、加盟店網の安全性維持と加盟店網の拡大による収益拡大のいずれにも誘因を有していたことを背景として、自主ルール・各社の取組により、いわゆる悪質加盟店の排除が概ね実現されてきた。伝統的な加盟店契約主体である国内のアクワイアラは、比較的新規の事業やいわゆる特商法 5 類型⁸の取引について一律にクレジットカード利用を認めない等、いわゆる悪質加盟店のみならず加盟店の範囲を狭く限定する「厳しい審査」を実施している傾向が見られる。

しかし、相談・苦情の状況を見ると、いわゆるサクラサイトの疑いが強いメール交換サイトや模倣品販売等、悪質性が強いし違法性のある取引でクレジットカードが利用可能となっており、イシューアを兼ねない加盟店契約主体の増加等により、国内アクワイアラの自主的な「厳しい審査」のみでは加盟店の適正性確保が困難となりつつあると見られる。

ところで、加盟店との契約に係る審査について、その手法を見ると、初期審査（例：業種、取扱商品・役務のチェック）を重視する手法は、加盟店網に悪質加盟店を発生させない効果を期待できる。一方、途上審査（例：異常売上げのチェック）を重視する手法は、健全ではあるものの取引実績が少ない等の理由から、厳しい初期審査を通過しづらい事業者を加盟店としやすい。

そこで、消費者被害の拡大防止のためいわゆる悪質加盟店を排除すること、クレジットカード利用環境の拡大による利便性向上のため本来健全な事業者がクレジットカード利用環境から排除されないことという両面に配慮し、加盟店の調査について一定の措置を検討すべきである。

また、海外アクワイアラ経由の取引において、相談事例が生じている実態を踏まえ、この措置はアクワイアラが国内外いずれに立地するかによらず、国内の加盟店との取引を対象とする方向で検討することにも留意が必要である。

（論点整理）

以上の課題を踏まえ、以下の論点に留意して、アクワイアラ等による加盟店調査に係る措置に向けた分析・検討を進めるべきである。

- ・ 加盟店の調査は、既に加盟店審査モデルを確立し効果的に運用している事業者も存在していることに十分配慮し、加盟店契約を締結する各社が自

⁸ （１）訪問販売（２）電話勧誘販売（３）連鎖販売取引（いわゆる「マルチ、マルチまがい商法」）（４）特定継続的役務（エステ、外国語教室など）（５）業務提供誘因販売取引（内職商法、モニター商法など）

社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、特定の調査項目の有無等という観点ではなく、双方を総合して一定以上の水準を確保することが必要である。

具体的には、悪質加盟店を生じない体制等の仕組みを求め、その手法は、契約時に最低限の事実確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきである。

- ・ 加盟店との契約に PSP が関与している取引について見ると、加盟店との契約をアクワイアラーが直接締結している事例（別紙 1 第 4 類型）と PSP が包括加盟店となり店子加盟店と契約している事例（別紙 1 第 3 類型）がある。また、このいずれについても、加盟店への立替金の交付や苦情発生時の調査等は、契約類型によらず PSP が実施する傾向が強く、加盟店への実質的な影響力はアクワイアラーより PSP の方が強いという指摘もある。

以上を踏まえ、PSP について、加盟店の調査・是正を実質的に行える者を分類するという観点から、取引実態の分析、考え方の整理を行う必要がある。その上で、アクワイアラーと PSP について、各種の措置や登録等の行為規制をそれぞれに対し、どのように求めるべきか整理すべきである。

なお、現行の割賦販売法において、包括信用購入あっせん業者が苦情の処理に係る措置・体制を求められていることを踏まえ、イシューアー・アクワイアラー等が加盟店調査に係る義務を分担する方向で検討すべきという意見もあった。

- ・ PSP の役割の検討に際しては、ショッピングセンター、百貨店や EC モールと各々の店子、フランチャイザーとフランチャイジーのようにクレジットカード利用に係る業務処理や立替金の交付という観点から契約類型のみを取り出すと、形式上 PSP と類似する者も存在することから、これらの者についての契約・取引実態の把握を踏まえ、措置の適用範囲が徒に広範なものとならないよう、考え方を整理すべきである。
- ・ 加盟店の調査については、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず同様の措置を求める方向であることを踏まえ、海外アクワイアラー経由の取引についても、割賦販売法でどのような主体に措置を求めることが可能か、実務的にどの程度の執行が可能かといった観点から、実効性ある措置の確保に向けた検討が必要である。他方、通信販売等で加盟店自

身が海外に所在する場合には、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）における表示や国際ブランドとの連携強化を含め、他の制度や実務的な取組の検討も必要である。

- ・ 以上を踏まえ、クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューアについてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行える PSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。この構造の整理にあっては、実効性ある加盟店調査のため、イシューアからアクワイアラーに相談苦情情報を提供することについても検討することが必要である。

1. 2. マンスリークリア取引について

（課題の概観）

平成 20 年改正以後、クレジットカード取引に係る相談件数は、包括信用購入あっせんに係るものについては漸減する反面、マンスリークリア取引については増加傾向であり、平成 24 年度の数値では、マンスリークリア取引の件数が上回っている。一方、事務局の推計によれば、マンスリークリア取引の取引件数に対する相談発生割合も微増しているが、包括信用購入あっせんや個別信用購入あっせんの発生率を大きく下まわっている⁹。このように、大半の消費者が低コストでマンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていることにも配慮しながら、相談の増加に対応することが必要である。

そこで相談内容を見ると、加盟店との取引自体に係るものが大半であった¹⁰。

また、マンスリークリア取引について、加盟店との取引に係る相談が増加する背景には、包括信用購入あっせんとマンスリークリア取引の取引規模の差異や海外アクワイアラー経由の取引について、支払回数を指定するという国内特有の商慣行が存在せず、国内発行クレジットカードの利用は、原則としてマンスリークリア取引となることも存在すると見られる。

⁹ 支払類型別消費者相談発生率（事務局による推計）

	平成 21 年度	平成 24 年度
マンスリークリア取引	0.00062%	0.00085%
包括信用購入あっせん	0.01743%	0.01581%
個別信用購入あっせん	1.98815%	1.39562%

¹⁰ 第 1 回小委委員会資料 4 20 頁

以上を踏まえると、マンスリークリア取引については、消費者に対する一定の利用枠供与というイシューアとの取引について、性質の変化が生じたというよりは、利用可能な加盟店に悪質な者が増加しつつあることが推測できる¹¹。

この悪質な加盟店の増加については、マンスリークリア取引を含むクレジットカード取引に係る問題というよりは、本質的には悪質な事業者そのものをどう取り締まるべきかという問題と考えられるが、これらの加盟店において、クレジットカード取引が主要な支払い手段の一つとして用いられていることに鑑み、何らかの対応が必要である。

対応を検討する前提として、これまでの割賦販売法におけるマンスリークリア取引の位置づけを見ると、平成20年改正において、「分割払いと同様の誘引性があるとは考えられない」として、行為規制・民事効適用対象としなかった反面、番号情報の保護に係る規定については、区別する実益が乏しいとしてマンスリークリア取引にも適用している¹²。これは、現行の割賦販売法がイシューアへの規制を中心に構成されていることを背景に、イシューアから消費者に提供される利用枠が販売・役務提供契約に利用されることについて、誘因性・複雑性の有無から適用範囲に係る考え方を整理してきた一方、番号情報保護に係る規定の導入については、クレジットカード取引の安定化という観点から適用範囲の整理を行ったものである。

この経緯及び割賦販売法をイシューア・アクワイアラー等それぞれに係る規定を置く構造に改める方向性であることを踏まえると、イシューアと消費者との関係に係る規定については、引き続き、誘因性・複雑性の観点から検討する一方、アクワイアラー等と加盟店との取引に係る規定については誘因性・複雑性とは異なる観点から適用範囲を検討することが必要である。

なお、抗弁の接続に係る検討の参考として、海外の諸制度を見ると、EU・独・仏においては、分割払い・マンスリークリア取引いずれにもそのような制度の適用が無い。これに対し、米・英においては、分割払いに適用がある（それぞれ適用要件・効果は日本と異なる）一方、マンスリークリア取引については、文献等ごとに異なる事実指摘がなされている。¹³米国及び英国における抗弁の接続に類似する法制については、事実関係や背景等について、更に調査を進め、今後の議論の参考とすることが必要である。

¹¹ EC 事業者における相談件数の増加の背景として、クレジットカード取引はEC事業者が代金回収を考慮することなく販売でき、悪質な販売等を誘発しやすいことがあるという意見もあった。

¹² 「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会 報告書」（平成19年12月10）、「平成20年版割賦販売法の解説」（300頁）

¹³ 別紙3参照

(論点整理)

以上の課題を踏まえ、以下の論点に留意して、マンスリークリア取引に係る措置について検討を進めるべきである。

- ・ アクワイアラー等による加盟店の調査については、クレジットカード利用環境の適正性維持という観点から、本章 1. 1. に示した措置を、クレジットカード番号情報等の適正な管理等に係る規定と同様に支払期間の別に関わらず適用すべきである。
- ・ 抗弁の接続をはじめとした消費者とイシューアの契約に係る規定については、大半の消費者が低コストで、マンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていること、デビットカードやプリペイドカード等の他のキャッシュレス取引とのバランスを考慮した検討が必要であることを踏まえ、誘因性・複雑性の観点から、措置に慎重な意見が多かった。

一方、EC 取引をはじめ、現金なしに支払いが可能という利便性を見ると、クレジットカードが存在することにより販売等の取引が生じているといえ、措置を検討すべきという意見もあった。今後、現行の包括信用購入あっせんととの異同を整理し、同様の規定を措置すべきと評価できる共通点があるのかという観点から、更なる検討が必要である。

なお、いずれにせよ、他のキャッシュレス取引との関係で、マンスリークリア取引の性質が異なるかという視点を踏まえ、取引間のバランスに考慮することが必要である。

1. 3. イシューアによる相談苦情対応等について

(課題の概観)

現行の割賦販売法においては、包括信用購入あっせんについて、「苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じる」ことを求め、その原因究明や苦情内容が一定の類型に該当する場合の措置を求めている¹⁴。ただし、この規定を遵守した上で、どの程度の対応を行うかは各イシューアの判断に委ねられている。他方、相談現場からは、マンスリークリア取引を含め一部のイシューアにおいて、窓口担当者が国際ブランドのルールを適確に理解していなかったり、アクワイアラーに適確に情報提供していなかったりすることから、相談苦情情報を、加盟店契約を締結する主体に適

¹⁴ 割賦販売法 第 30 条の 5 の 2 及び割賦販売法施行規則 第 60 条

確に共有し加盟店調査に活用する観点から問題があるという指摘がある。

また、各イシューがどのような相談苦情対応を行うか程度の差異が大きく、消費者から見た対応の透明性等の観点から課題とする指摘がある。

（論点整理）

加盟店の調査を実効的に機能させる観点から、マンスリークリア取引に係る相談苦情を含め、イシューからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、義務付けを含む何らかの対応を検討すべきである。ただし、この検討を進める際には、実務的にどの程度の対応コストが生じるのか、海外アクワイアラーを経由した取引の場合に機能するのかという点にも留意が必要である。

また、イシューによる相談対応については、マンスリークリア取引を含め、現行の割賦販売法における苦情調査の様な義務を措置すべきという意見があった。一方、相談苦情において問題が指摘されている事案は加盟店との取引自体に係るものであり、本来、加盟店とクレジットカード会員の間で解決すべき問題であって、イシューが対応する法的な義務を設ける必要はないという意見もあった。また、義務は不要だが、各イシューが相談苦情に際し、どの程度の対応を行うのかをクレジットカード会員規約や入会時の表示等で示すべきという意見もあった。これらの意見を踏まえ、制度上・実務上いずれからも対応の要否を検討する必要がある。

2. セキュリティ対策の方向性

クレジットカード番号情報の保護及びクレジットカード利用時の不正使用対策については、下記の課題があり、制度的な措置、実務的な取組の推進の両面から対応の検討が必要である。

なお、このいずれにおいても、不正アクセス・不正使用を企図する攻撃者に対し対策を講ずることは、多面的かつ一般には公開できない取組を行うことが必要であり、技術自体も日々進歩するものであるから、法令等により特定の技術的手段を求めることにはなじまないという点にも留意が必要である。

また、各加盟店におけるセキュリティ対策については、多額の投資や業務の変更等を要するため、対応が必要な事項についても、個々の加盟店のシステム更改・改修期に配慮した現実的な対応を求めるという観点に十分配慮しつつ、実現に向け着実な時間軸を設定していくことが必要である。

2. 1. クレジットカード番号情報等の保護について

（課題の概観）

クレジットカード番号情報等は、その情報のみで利用可能な加盟店も多く存在し、ひとたび漏洩が生じれば、これら加盟店において不正使用を生じかねない。また、仮に実際の被害を生じない場合にも、各イシューー及びクレジットカード会員において、クレジットカードの再発行等のコストを生じさせる。以上のように、クレジットカード番号情報等の漏洩は、漏洩を生じさせた事業者のみならず、他の関係者にも影響を及ぼす性質を有している。

このため、現行の割賦販売法は、イシューー及びアクワイアラーにクレジットカード番号情報保護に係る措置義務を課す一方、加盟店及びイシューー、アクワイアラー又は加盟店の委託先については、イシューー又はアクワイアラーが指導することとし、取引に関わる事業者に広く一定の措置を講じようとしている。

しかし、近年、上述のように一部の加盟店又はその委託先から大規模な漏洩事案が生じている状況にあり、加盟店の一部には、業務上クレジットカード番号を取り扱っていることに対する当事者意識が低い者もいるとの指摘もある。

また、PSP の一部は、クレジットカード加盟店の拡大に寄与するという点でアクワイアラーに類似し、クレジットカード取引を事業としているといえるが、契約形態等に応じて「指導」を受け得るにとどまっている。

なお、検討に際し、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、個人情報保護関係法令の見直しを含む制度改革が検討されていることにも留意が必要である。

（論点整理）

以上の課題を踏まえ、以下の論点に留意して、クレジットカード番号情報等の保護に係る措置に向けた分析・検討を進めるべきである。

- ・ クレジットカード取引を事業とする者及びクレジットカード番号を保有する者、各々について責任のあり方を再整理すべきである。
- ・ 例えば、クレジットカードの取扱いを主な業の一つとし、クレジットカード番号を保有することが当然に想定される PSP については、新たに直接の義務の対象とする一方、加盟店に対しては原則非保持を推奨しつつ、保持する場合には何らかの措置を求めているかどうかという意見があった。このように、各主体の性質や業務実態ごとに柔軟に、具体的な義務から努力義務まで、幅広い対応や義務のあり方を検討すべきである。

- ・ アクワイアラーにクレジットカード番号等保護義務を課すために平成 20 年に導入された「立替払取次業者」については、PSP を含まない。そこで、本章 1. 1. で検討することとしている、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行える PSP の関係性の整理を参考としつつ、「立替払取次業者」を他の概念に見直すことも含め検討が必要である。
- ・ なお、この検討に伴い、現行、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者に課されている、委託先、加盟店及び加盟店の委託先に係る指導の義務についても、あり方を見直す必要があり得る。
- ・ 以上の検討に際しては、個人情報保護関係法令の見直しを含む制度改正について留意し、必要に応じて論点を見直すことがあり得る。

2. 2. クレジットカード利用時の不正使用対策について

（課題の概観）

不正使用対策として EMV や 3D セキュアの導入が十分でないことの背景に、他の手段により十分な対策が可能な場合があることや導入に係る業務オペレーションの変更やコスト負担、販売機会逸失のおそれがあること等から、導入に消極的な事業者の存在があるとの指摘もある。

一方、EMV や 3D セキュアのみが万全の対策とはいえず、効果的な不正使用対策には各加盟店の属性等を踏まえ、多面的、重層的な対策が必要となる。実際、加盟店が、取引時の確認強化や当該加盟店独自の調査等により、不正使用を効果的に防止している事例も存在する。

しかし、いずれにせよ、こうした効果的な取組が広く講じられているとはいえない状況である。

（論点整理）

不正使用のリスクは加盟店が取り扱う商品、取引規模及び販売形態等に応じ大きく異なる。このことを踏まえ、独自に効果的な対策を講じている加盟店が徒に追加的な負担を負うことがないように配慮しつつ、制度的な枠組みと実務的な取組の両面から、不正使用対策の推進の検討が必要である。

また、この不正使用対策については、特定の手段の普及そのものが目的ではないものの、自ら独自に対策を講じることが難しい中小加盟店等に対し、クレジットカード会社や国際ブランドが効果的・効率的な共通の手法を開

発・提供することで取組を促すことが必要となることに留意して、推進のあり方を検討していくことが必要である。

2. 3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について

（課題の概観）

セキュリティ対策に関係する主体は、イシューア、アクワイアラー及び PSP に限らず幅広く、その推進には多段階の調整が必要となることもあり、イシューア、アクワイアラー及び PSP のみの取組では十分な対応が取れない場合があるとの指摘がある。

（論点整理）

上記 2. 1. 及び 2. 2. の事項について、制度的な措置を行うか否かに関わらず、政府が関与し、国際ブランド、加盟店、情報処理センター、機器製造者、情報セキュリティ関係企業等も含め、セキュリティ対策に係る取組を実効的に推進する体制を検討すべきである。

第 3 章 今後の検討について

以上の事項については、論点整理を踏まえ更なる検討を進める他、教育ローン等に関する規制緩和要望を踏まえた「個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否」及び割賦販売法上の各書面電子化等を見据えた「取引の電子化に対応するための技術的事項」¹⁵についても、今後、検討する。

以上

¹⁵第 1 回 割賦販売小委員会 資料 5

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

委員等名簿

(委員長)

山本 豊 京都大学大学院法学研究科教授

(委員)

池本 誠司 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会委員
 岩崎 薫里 日本総合研究所調査部上席主任研究員
 大谷 聖子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
 尾島 茂樹 名古屋大学大学院法学研究科教授
 小塚 莊一郎 学習院大学法学部教授
 沢田 登志子 一般社団法人E Cネットワーク理事
 鈴木 基代 独立行政法人国民生活センター相談情報部長
 二村 浩一 山下・柘・二村法律事務所弁護士
 藤原 静雄 中央大学法務研究科長教授
 丸山 絵美子 名古屋大学大学院法学研究科教授
 渡辺 達徳 東北大学大学院法学研究科教授

(専門委員)

與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

赤松 憲 日本百貨店協会カードビジネス委員会委員長（株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員）
 浅沼 清保 イオンクレジットサービス株式会社取締役兼常務執行役員営業本部長
 沖田 貴史 ベリトランス株式会社代表取締役執行役員 CEO
 島貫 和久 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員営業本部 ECビジネスユニット長
 杉本 直栄 株式会社ジャックス相談役
 万場 徹 公益社団法人日本通信販売協会常務理事
 山田 正人 消費者庁取引対策課長

(五十音順)

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

審議経過

第1回平成26年9月26日

議題：クレジット取引を取り巻く環境の変化及び本小委員会での検討事項（案）について

第2回平成26年10月7日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）①

第3回平成26年10月30日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）②

第4回平成26年11月13日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）③

第5回平成26年11月27日

議題：（１）クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）④
（２）セキュリティ対策の強化について

第6回平成26年12月11日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）⑤

第7回平成26年12月16日

議題：中間的な論点整理（案）について

別紙 1. 加盟店契約に関与する主体間の関係（暫定的整理）

別紙 2. 海外経由の取引を扱う決済代行業者の取引実態について
（中間的な調査状況）

別紙 3. 諸外国法制一覧（抗弁接続又はそれに類似する制度の有無について）
（中間報告）

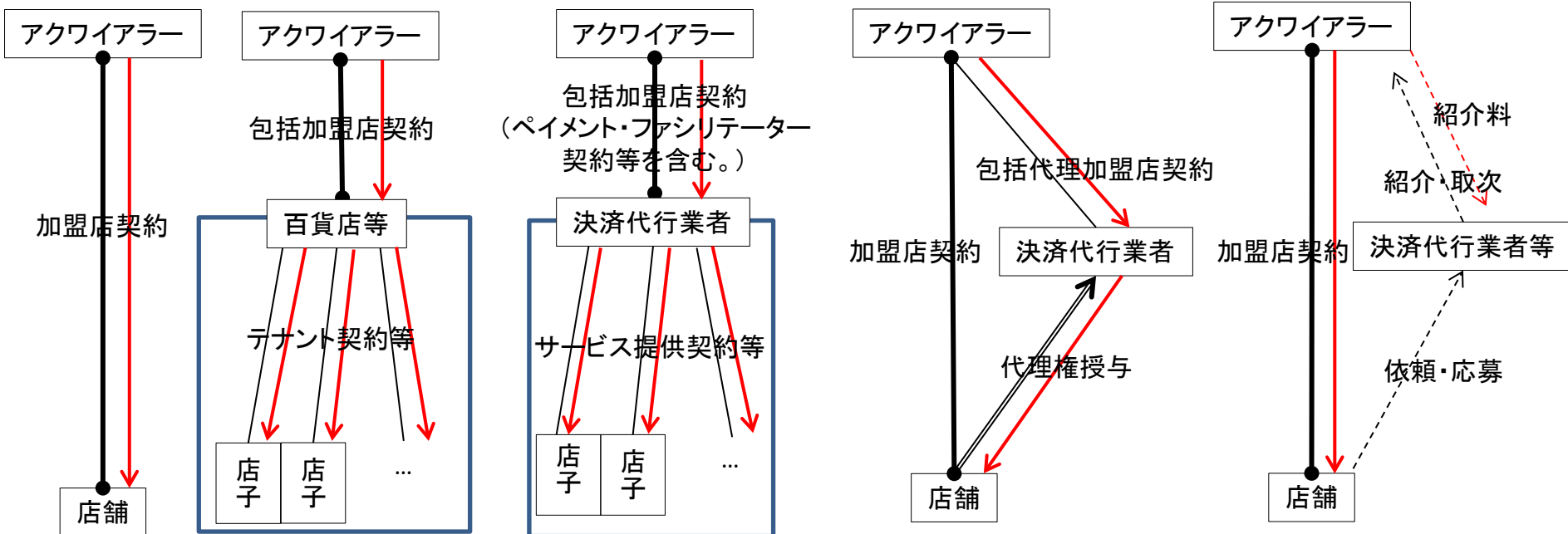
①基本型

②包括加盟店型
(百貨店等)

③包括加盟店型
(決済代行業者)

④包括代理型
(代理型)

⑤紹介・取次型



1. 加盟店契約の目的は、(1)各店舗において顧客のカード利用を受け入れることを可能とし(アクワイアラーからの一種のライセンス付与+端末等の物理的環境整備)、(2)顧客が購入に際してカード利用を行った場合の立替金(債権譲渡構成における譲渡代金を含む。以下同じ。)を各店舗がアクワイアラーから受領し、(3)立替金の一部を加盟店手数料等としてアクワイアラーが受領することにあると考えられる(①類型)。
②類型・③類型においては、百貨店等や決済代行業者が「加盟店」と認識されている。
④類型においては、店舗の代理人たる決済代行業者がアクワイアラーと包括代理加盟店契約を締結することにより、アクワイアラーと店舗の間に加盟店契約が成立するものの、決済代行業者は立替金の代理受領権を授与されていることが通常である。
なお、EC店舗において③類型・④類型・⑤類型のスキームがとられる場合、決済代行業者がEC店舗に対しシステム提供等の業務代行サービスを提供し、EC店舗からシステム利用料等を徴収することも多い。
2. なお、我が国では、1つの店舗が複数のアクワイアラーとそれぞれ加盟店契約を有することも多い(マルチアクワイアリング)。この場合、複数のアクワイアラーのうち1社が「メインアクワイアラー」となることがあり、「精算代行契約」とも呼ばれている。
3. 出典：H25年度消費者庁委託調査「クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査 報告書」、H24年度経産省委託調査「クレジット産業の健全な発展及び安全利用等に向けた調査研究」等各報告書及び業界関係者ヒアリング結果を基に事務局作成。

海外経由の取引を扱う決済代行業者の取引実態について (中間的な調査状況)

海外アクワイアラーと契約し加盟店にカード利用環境を提供している決済代行業者について実態調査を進行しているところ、概況は以下のとおり。

1. アクワイアリングに関する業務の概況

1. 1. 取引のある海外アクワイアラー

海外アクワイアラーのみと契約している事業者、海外アクワイアラーとの取引を中心に、大手事業者を含む国内アクワイアラー経由の取引も扱っている事業者いずれも存在。海外アクワイアラーの所在国は、北東アジア、東南アジア、北中南米、欧州、アフリカ等幅広く分布。

1. 2. 契約形態

・海外アクワイアラー経由の取引

いわゆる包括加盟店型契約¹を中心に展開しているが、取扱額の大きい加盟店については、包括代理型²でアクワイアラーと契約関係を有する事例もある。

包括加盟店型についてアクワイアラーは、取引規模の大きい加盟店や、返金多発等の問題加盟店を除き、個別の加盟店情報を共有していない。

なお、海外アクワイアラー経由の取引については、支払回数を指定する商慣行がないため、原則一括払いの取引を提供している。

加盟店の売上げをどの海外アクワイアラー経由で処理するかは取引規模、手数料水準や返金率の状況に応じて、決済代行業者の裁量で判断しているという事例もあった。

・国内アクワイアラー経由の取引

包括代理型でアクワイアラーと加盟店が直接契約する。

国内外、包括加盟店型・代理型、いずれの契約形態にしても、加盟店への立替金の交付は決済代行業者経由であり、利用額に対して一定割合の手数料等を徴収する。

また、国内・海外いずれの取扱いもある事業者にあっては、国内アクワイアラーが契約しない先を海外経由とする一方、海外経由の取引で取引実績のある

¹ 第4回小委員会資料4 類型③

² 第4回小委員会資料4 類型④

加盟店を国内アクワイアラーと契約させる事例もある。

1. 3. 加盟店の傾向

殆どがECだが、対面の加盟店契約も存在。ECについては、物販（コスメ、サブリその他幅広い）、デジタルコンテンツ、メール交換サイト（いわゆる出会い系を含む）、アダルト等が多い。対面については、飲食、物販、エステ、美容医療等。

1. 4. セキュリティ対策

決済代行業者自身は概ねPCI-DSS準拠である。EC加盟店については、決済代行業者のシステム上で支払処理するため、加盟店は原則としてカード番号を保持しない（セキュリティに配慮したサービス提供）。ここでいう非保持には、加盟店のサイトに一切番号情報を入力しないいわゆるリンク型と加盟店のサイトに番号情報が入力されるモジュール型の両者があるが、大半がリンク型である。

2. 加盟店の調査状況

2. 1. 契約時調査

おおむね、以下の事項が審査されていた。

- ・ 本人確認等（登記、口座（通帳のコピー等）、免許証等）
- ・ 店舗情報（取扱い商材、ECサイトの特商法上の表示義務履行状況等）

国内アクワイアラーとの取引については、この審査とは別に各アクワイアラーが独自に加盟店を審査する。

他方、海外アクワイアラーとの取引については、業種等、事前に決済代行業者の裁量で契約できる範囲が定められており、契約時にアクワイアラーが個別の確認等はしていないケースが多い。一般に、海外アクワイアラーの審査は緩やかという見方もあるが、支払い期間が長期にわたる取引、取扱商品等の知的財産権利関係については、むしろ海外アクワイアラーの方が厳格という指摘もあった。

なお、犯罪利用のおそれがある業態等について慎重な審査をしている傾向が広く見られた一方、いわゆる出会い系サイト等、国内アクワイアラーが契約しない傾向にある先については、加盟店とすることに慎重な者が見られた反面、悪質性（出会い系サイトに芸能人を騙る利用者が発生している等）が明らかなものとはともかく、一概に排除はしないとする者もあった。

2. 2. 途上審査

概ね、以下3つの観点からモニタリングが実施されている。

- ・売上：月次等、定期的に各加盟店の売上げを集計、急激な増加等の不審な兆候がある先を個別調査。
 - ・返金：売上げの取消しが多い、チャージバックが多い等、返金の増加が一定の閾値に達した先を個別調査。
 - ・苦情：苦情の発生状況が取引の規模に比して特に多い先を個別調査。
- また、定期的に、加盟店のサイトパトロールをしている者もあった。

3. 苦情対応等

3. 1. 苦情処理体制

決済代行業者が、自社で消費者窓口を設置、カード支払い完了を通知するメールや明細での自社名・連絡先表示、各消費生活センターへの周知等により、加盟店に係る苦情を幅広く処理している例もある。

苦情処理の流れは、利用者の申出内容及び他の苦情の発生状況から、加盟店の取引に係る問題の有無を調査、問題がある場合には返金を含めた対応をとる。

3. 2. チャージバック等との関係

問題と判断した場合には返金する事業者にあっては、チャージバックを受けることは少ない。一般にチャージバック頻度が高い加盟店はアクワイアラーから是正・排除を求められることがあるが、そもそもチャージバックを受けることが少ないため、このような要請も少ない。また、返金により解決しているため、アクワイアラーへの報告もしていないことが多い。

問題なしと判断した場合も、アクワイアラーに苦情発生について報告はしない。

以上

諸外国法制一覧（抗弁接続又はそれに類似する制度の有無について）（中間報告）

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
分割・リボについて	適用なし 2008年に、1987年消費者信用指令の廃止を伴う新指令が成立（DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC）。 2008年指令15条-2.においては、結合された信用契約（' linked credit agreements '）において商品・役務が不達等の場合に、「消費者が商品・役務提供者に対して法的救済を求めたが、失敗したとき」、信用供与者に対して救済を求める権利を消費者に認めている。 結合された信用契約は、商品供給者等自身が消費者のために信用を供与する場合、あるいは、第三者により信用供与されるときは、信用供与者が信用契約の締結又は準備に関連して供給者等の協力を利用する場合、もしくは特定の商品等が信用契約中で明白に特定されている場合に、存在すると見なされる（2008年指令3条n）ii ）。。 もっとも、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。	適用なし 与信取引が「紐付き与信（crédit lié ou credit affect é）」ないし「関連貸付」（消費法典L311-1条9° ）に該当する場合、クーリング・オフ運動（同L311-38）等、借主は抗弁接続以上の手厚い消費者保護を受ける。 しかし、リボルビング・ローンは紐付き与信に該当しないとされているため、「与信カード」（carte de crédit、我が国のリボルビング方式のクレジットカードに相当。）取引において消費法典上の消費者保護は適用されない（抗弁の切断）。 （※1）	適用なし 信用供与者・顧客間の金銭消費貸借契約と売主・顧客間の売買契約とは、法的に分離・独立したものと考えられている（分離理論（Trennungstheorie））が、両者が経済的一体性を持つと評価できる場合には、「結合された契約（VerbundeneVerträge）」（BGB358条）として、抗弁接続ないし抗弁の貫徹（Einwendungsdurchgriff、BGB359条）が認められる（※2）。 もっとも、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、分割・リボであれ、マンスリーであれ、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定は原則として適用されない（例外は特定の販売店ないしグループのみで利用できるハウスカードの場合）。	適用あり 1974年消費者信用法75条は、債務者・債権者・供給者契約について、供給者による契約違反の場合の債権者の連帯責任及び供給者に対する債権者の求償権を定めている。	（リボにつき）適用あり 貸付真実法（Truth in Lending Act）170条及び貸付真実規則（Regulation Z）226.12条（c）において、カード発行者（card issuer）に対する消費者の抗弁又は請求権の主張を認める規定が定められており、クレジットカード（リボルビング方式）に適用される、との指摘がなされている。
マンスリークリア等の短期支払手段又は無償支払手段につい	適用なし 適用除外の1つとして、2008年指令2条-2.-(f)は、「credit agreements where the credit is granted free of interest and without any other charges and credit agreements under the terms of which the credit has to be repaid within three months and only insignificant charges are payable;」を定めている。 上欄のように、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。	適用なし 「支払カード」（carte de paiement、我が国におけるデビットカード又はマンスリークリア方式のクレジットカードに相当。）に係る取引については、形式上は消費法典の適用対象となり得るが、同法典においては、「引き落としの猶予が40日を超えず利息を生じないカード取引」が明文で適用除外とされている（同L311-3条10° ）。。 なお、支払カードについては、通貨金融法典上の「小切手・手形以外の支払手段に関する規律」（L133-1条以下）が適用され、「支払指図の撤回不能性」が原則とされる（同L133-3条Ⅱ-b、L133-8条Ⅱ-1項）とともに、その帰結として「抗弁の切断」が導かれる。 （※1）	適用なし ドイツのクレジットカード取引ではマンスリークリア方式が支配的であるところ、3か月以内に返済されなければならず、かつ、信用費用が僅かな場合（マンスリークリアーカード利用による取引はこれに該当する）には、BGB上の消費者保護規定がそもそも全体として適用されない（BGB491条2項3号）。 また、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定が原則として適用されないことは、上欄のとおり。	調査中 1974年消費者信用法の適用除外を定める命令3条（1）（a）（ii ）により翌月一括払いには同法が適用されないとの指摘や、2010年消費者信用（EU指令）規則24条により追加された75条3項（C）（ii）により、75条は1回払いに適用されないとの指摘がなされている。 もっとも、「クレジットカード（原則的にはリボルビング払い）を利用して商品を購入し、支払時に1回払いを選択した場合にも75条が適用される。その一方で、デビットカードやチャージカード（1回払い専用カード）の場合は、75条の適用はない。」との指摘がある（※3）一方、「翌月一括払いのクレジットカードには、75条の適用がない」とする文献（※4）や指摘もある。 なお、英国におけるクレジットカードの利用時に支払回数を選択する商慣行の存在は、事務局においては現在確認できておらず、クレジットカードを利用し（すなわちリボルビング取引となる）、支払時に結果的に1回で支払った場合については、我が国で議論されているマンスリークリア取引とは取引の類型が異なるのではないか。	調査中 貸付真実法170条及び貸付真実規則226.12条（c）において、消費者がカード発行者（card issuer）に対し抗弁又は請求権の主張を認める規定が定められている。 貸付真実規則226.1条（c）（1）の定める同規則の適用範囲（Coverage）は、①消費者に対する信用供与である、②信用の提供または供与が常時行われる、③金融料を課しているか、あるいは書面による4回以上の分割払いである、④主に個人、家族、世帯の目的のための信用である、という4要件を満たす信用供与である。 但し、同条（c）（2）は、この適用範囲外においても、例外的に適用範囲とされる場合がある旨を定めており、同規則Subpart B、（第226.5条～第226.16条）に定める消費者保護規定については、「債権者（creditor）」を「オープンエンド信用（open-end credit）を供与するカード発行者、または金融料を課されず、書面の合意により4回以上に分割して支払うことのできない信用を供与するカード発行者」と定義している（Reg.Z第226.2条（a）（17）（iii））。 したがって、チャージカードにも適用される、との指摘がなされている。 一方、同法161条（誤請求の訂正）についてははともかく、同法170条はリボ方式に限定される、との指摘もなされている。 （継続調査中）

出典： 下記の各文献及びヒアリング等を基に事務局作成。
※1 白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」（CCRクレジット研究第3号・137頁）
※2 渡辺達徳「消費者信用契約における「結合された契約」―撤回権および抗弁の貫徹・既払い金の返還をめぐる」（クレジット研究第30号・128頁）
※3 【日弁連調査】 クレジット規制に関する訪英調査報告（要約）（2007年・日弁連）
※4 尾島茂樹「イギリス消費者信用法の現在」（クレジット研究第34号・12頁）

注： ○ なお、諸外国においては、支払いに用いられるカードの分類が日本と異なることが多い。
日本におけるクレジットカード（マンスリークリア・分割リボ併用の）に近い類型の取引を見ると、マンスリークリア専用カードをチャージカード、リボ専用カードをクレジットカードと呼ぶ一方、日本型の併用カードは存在しない事例が多いと指摘されている。